

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和元年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県信濃学園	住所	松本市波田4417-8
		電話	0263-92-2078
		ホームページ	http://park7.wakwak.com/~shinano/

2 施設の概要

設置年月	昭和26年4月	根拠条例等	児童福祉施設条例
設置目的	児童の福祉を目的として、知的障がいのある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導を行い、並びに独立自活に必要な知識及び技能を授ける。		
施設内容	障害児入所施設()内は定員 施設入所支援(30人)、短期入所(空床)、日中一時支援、在宅障がい児等支援		
利用料金	児童福祉法又は障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額		
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成22年度	直営	
平成23年度～27年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和元年度(A)	平成30年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
172,369千円	271,331千円	▲98,962千円	
		増減理由	指定修繕料が減少したため。

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> 入所利用者の入所に関する業務 入所利用者に対する保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 施設及び設備の維持管理に関する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	29	347
平成30年度(B)	29	29	29	29	29	29	29	29	29	27	28	28	344
(A)/(B)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	107.4	100.0	103.6	100.9
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位:千円、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	6,042	6,278	6,149	6,295	6,294	6,132	6,404	6,087	6,350	6,138	5,729	6,412	74,310
平成30年度(B)	5,474	5,658	5,515	5,660	5,724	5,568	5,780	5,526	5,682	5,447	4,910	5,482	66,426
(A)/(B)	110.4	111.0	111.5	111.2	110.0	110.1	110.8	110.2	111.8	112.7	116.7	117.0	111.9
増減要因等	30年度から加算変更有 満床に近い入所利用者の推移 空床型短期入所と日中一時利用者の利用												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和元年度(A)	366日	無	
平成30年度(B)	365日		

(5) サービス向上のため実施した内容

<ul style="list-style-type: none"> 各利用者について半年ごとに保護者の同意を得て個別支援計画を作成し、それを実現するための各月ごとのスモールステップ目標を設定して支援をした。 個々の計画に応じて関係機関と連携を図り、特に18歳以上及び高等部3年生の利用者については、移行予定先等での体験実習を積極的に行うなど、地域生活実現に向けた取り組みを行った。また、18歳以上の利用者については、地域移行後の生活のため、他事業所の通所利用を調整し支援を行った。 家族との関係を築き、連携を密にするため、通常の電話連絡などのほか、保護者懇談会、家庭訪問、利用者個別の「なないろ通信」を年3回発行するなど多面的に情報提供を行った。 ボランティアや実習者等積極的に受け入れ、開かれた学園を目指し、活性化を図った。 人材育成として、事業団の法人内研修等にできる限り職員の参加を求めるとともに、学園の内部研修、外部団体主催研修、他事業所研修などに参加を促し、資質及び技能向上を図った。

(6) その他実施した取組内容

・長野県社会福祉事業団「虐待防止対応規程」並びに「信濃学園虐待防止対応規程」及び「信濃学園身体拘束ガイドライン」に基づき、権利擁護の充実を図った。職員の権利擁護意識についてのセルフチェックを年2回実施し、課題を分析し、改善策を職員に周知しました。職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進した。
 ・職員がリスクマネジメントの意義や対応ノウハウを正しく理解する一環として、非常通報装置及び防犯カメラ等防犯設備を活用し、警察や地域住民と連携して非常時に備えました。地元の警察官に講師を依頼し、防犯訓練を年1回実施した。
 ・新型コロナウイルス対策として、国や県の通知及び基本方針をもとに、信濃学園独自の方針を定めた。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

入所利用者、保護者に満足度調査を実施した。今年度より短期入所・日中一時利用者、保護者にも満足度調査を実施した。保護者からは「満足」「どちらかといえば満足」の結果であり、「不満」の回答はなかった。利用者の総合的な評価の回答では「満足」「どちらかといえば満足」が殆どであったが「不満」との回答もあった。調査票の文章や職員からの聞き取りだけでは設問の理解が難しい部分があるため、調査方法の改善に努めていく。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書・仕様書及び事業計画に基づき、利用者の豊かな生活と、在宅障がい児を含む療育支援を目指して管理運営を行った。	・協定書、仕様書及び事業計画に基づき、適正に運営を行っている。	B
利用者サービス向上の取組	・休日及び学校の長期休業期間中の利用者の余暇を充実させるよう努めた。また、社会体験事業として、寮の行事において公共交通機関の利用や公共施設や娯楽施設の利用、地域イベントへの参加、買い物、外食等を行い社会体験の幅を広げることができた。その際の費用については、事業所の費用から社会体験費を支出し、交通費や入場料、嗜好品や消耗品の購入等、利用者の希望に合わせて計画的に使用することができた。 ・サービス評価に関する取り組みとして、外部委員による福祉サービス評価委員会の開催、利用満足度調査及び職員の自己評価等を実施した。 ・外部委員の方と保護者・利用者が顔合わせをする機会を増やすことで、苦情の申し立てをしやすくする雰囲気をつくった。	・利用者の障がい特性に則した療育支援を継続するとともに、公共交通機関の利用や地域イベントへの参加等を行うことで、地域移行の促進と社会体験の充実に取り組んでいる。 ・利用者満足度調査と外部委員による評価委員会を開催し、外部委員と利用者・保護者が接する機会を設けることで、利用者サービスの向上に取り組んでいる。	B
在宅障がい児支援	・短期入所・日中一時支援においてニーズに沿った受け入れを積極的に行った。 ・在宅障がい児及びその家族への療育相談の場として、「こまぐさ教室」を8回開催し専門スタッフによる医療・各種療法・心理・発達・生活などの各種相談に応じた。また、公開講座を開催し療育への関心を高めていただいた。	・短期入所の受け入れや日中一時支援事業の積極的な実施により、在宅障がい児及び家族のニーズに応じた支援の充実が図られている。 ・「こまぐさ教室」と公開講座を通じて療育への支援を積極的に行っている。	A
職員・管理体制	・看護師・心理支援を1名ずつ配置し、手厚い健康管理体制と専門性の高い支援体制を図った。 ・職員のメンタルヘルス対策としてストレスチェックを実施し、不調に対する早期対応に取り組んだ。 ・研修等を積極的に行い、人材育成を図った。	・必要な職種、人員を効率的に配置することにより、利用者サービスの向上と経費の削減に努めている。 ・職員教育・研修体制の見直しを行い、人材育成に重点を置いている。	A
収支状況	収入 251,430千円 支出 237,708千円(内人件費 168,062千円) 差額 13,721千円	・おおむね適正な収支状況である。	B
総合評価	・協定書・仕様書及び事業計画に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営・定期報告及び事業報告を実現することができた。	・利用者サービスの向上に努めるとともに健全な事業運営を行っている。	B

<評価区分> A: 仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C: 仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	・利用者の療育・安全面等から増改築により全寮の小規模化が必要である。 ・施設の老朽化が目立っており、毎年改修が行われているが、根本的な解決には至らず熱効率も悪い。壁・床の傷みも目立ち、子供たちの暮らす場として構造的に「快適さ」「家庭的」を求めることに限界があるため、引き続き施設の改修が必要である。 ・県内唯一の知的障がい児を対象とした福祉型障害児入所施設として、複雑な問題を抱える利用者が主である中、対象年齢を超えた利用者のニーズに沿った地域生活移行のために出身地域関係機関との連携・協力が必須である。 ・空床型短期入所であるため、短期入所や緊急一時保護の希望があっても受け入れができずに断ったケースがあった。併設型に移行するための改修工事、人員体制の整備が必要である。 ・対人支援の現場として人権尊重の姿勢を常に維持するための職員教育・啓蒙と、職員の精神的なケアの充実が必要である。 ・令和2年2月10日厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の最終報告が公表された。この報告書で示された方向性を踏まえ、今後の信濃学園の在り方の検討が必要である。	・県内唯一の福祉型障害児入所施設として、入所ニーズに適切に対応していく必要がある。 ・円滑な地域生活移行のため、行動障害のある児童を含めた利用者の自立に向けた能力を育成する必要がある。 ・加齢児の地域移行について、退所後においても切れ目のない適切な支援を受けられるよう、西駒郷等の施設及び支援関係機関等と連携を密にした取組を行っていく必要がある。 ・利用者サービスの向上と安全で利用しやすい環境を提供するために施設等の計画的な改修等を行っていく必要がある。 ・国の報告を踏まえ、あり方検討会の開催の必要性を検討していく。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:平成29年11月6日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
<p>1 児童相談所等、関係機関との連携を図りながら引き続き支援の充実に努めなければならない。</p> <p>2 療育相談事業の参加者に地域の偏りが見られることから、参加者の少ない地域に対する広報活動をより工夫すべき。</p>	<p>1 関係機関の参加する地域の支援会議に参加するなどして、当学園の機能活用を提案するとともに、引き続き療育相談(こまくさ教室等)を充実させる。</p> <p>2 市町村に対し、主管課への案内で対応してきたが、市町村によっては関連課(福祉課・こども課など)それぞれに広報を行うなど工夫をしていく。</p>	<p>1、2 県立施設として県内におけるセーフティーネットの役割を維持するため、地域全体や関係機関と連携している。</p>
<p>1 老朽化した施設では利用者サービス向上にも限界がある。</p> <p>2 短期入所利用者等への新たなアンケートの実施や、毎年度実施している「利用者満足度調査」の回収率を上げる工夫を行うことにより、利用者の意見をさらに施設運営に反映することができるよう努めるべきである。</p> <p>3 指定期間中における地域からのニーズや法整備等の変化に応じ、指定管理者が他のサービスや施設資源の有効活用等に柔軟な対応を行うことができるよう、協定書において「自主事業」について定めるべきである。</p>	<p>1 必要な施設の改修を引続き進める。施設の修繕・生活環境改善に向けて、利用者居室へのエアコン設置及び屋根改修を平成30年度に行う。</p> <p>2 利用者満足度調査の短期入所利用者などへの調査依頼について検討している。</p> <p>3 「自主事業」については、県及び事業団本部とも協議し、検討していく。</p>	<p>1 必要な施設の改修を進め、サービス水準の確保に努めている。</p> <p>2 利用者満足度調査の回収率を上げることでより利用者の意見を反映できるようにする必要がある。</p> <p>3 施設の役割の範囲内で指定管理者が柔軟に対応できるよう、自主事業については次回の指定管理の更新時に協定書の条文の追加を検討する。</p>
<p>1 経験や知識が豊富な職員がさらに支援の現場や全体の運営に力を発揮できるよう、風通しの良い職員体制を整えるべきである。</p> <p>2 所長自らによる職員採用体制を引き続き継続し、専門的支援の適正の確認や効果的な職員配置に努めてほしい。</p> <p>3 新しく採用された職員を含め、全職員が権利擁護・虐待防止の意識を持つよう職員教育等を引き続き徹底する必要がある。</p>	<p>1 職員の経験や知識を運営に活用できるような体制を検討した。</p> <p>2 人材は施設の命脈であることを忘れず、引き続き施設長が率先して職員の採用や配置に関わった。</p> <p>3 利用者の権利擁護・虐待防止を当学園の最重要課題の一つとして職員教育に取り組んだ。</p>	<p>1 職員体制を整え、職員の経験や知識を支援の現場や運営に活用できるようにする必要がある。</p> <p>2 専門的支援の適正確認や効果的な職員配置のために引き続き施設長による職員採用への積極的関与が必要である。</p> <p>3 権利擁護・虐待防止の意識を職員全員が持ち、支援に当たる必要がある。</p>
<p>1 措置費を含む指定管理料の内訳を明確にする必要がある。</p>	<p>1 県に依頼して指定管理料の内訳を明確に提示してもらう。</p>	<p>1 次回指定管理者更新の際に、指定管理料の算出方法を改め、内訳を明確にする。</p>
<p>1 県下唯一の知的障がい児の福祉型入所施設として課題の解決に尽力し、より良い生活環境の整備を目指さなければならない。</p> <p>2 施設として果たす役割が大きいことから、支援のノウハウのある職員が継続的に支援サービスに関わるよう努めてほしい。</p>	<p>1 小規模ユニット化や、利用者特性に配慮した施設整備に向け、県と協力する。</p> <p>2 支援に配慮した人事を心掛けるとともに、信濃学園のみならず、事業団全体の支援スキルアップに努めた。</p>	<p>1 指定管理者と協力し、利用者の特性を考慮した施設の整備を進める。</p> <p>2 支援のノウハウのある職員が継続的に支援に関われるようにする必要がある。</p>
<p>1 施設の基本機能の経年劣化への対応に追われ、住環境の改善にまで手が回っていないように感じる。</p> <p>2 建築時と大きく異なる使い方をしている設備について、現在の利用状況を踏まえたうえで改修を行う必要がある。</p> <p>3 県は設置者として施設の状況を把握し、修繕や建替え等の方法を含め、生活環境の整備について実施計画等を策定・実行する必要がある。</p> <p>4 入所児童の生活環境及び職員の労働環境の改善に向け、家庭的な小規模グループ化を進める必要がある。</p> <p>5 利用待機者の状況等を県と指定管理者が把握・共有し、ニーズを事業計画に反映するよう心がけるべきである。</p>	<p>1、2、3 平成30年度は県の指定修繕で永年の要望であった屋根改修、利用者居室へのエアコン設置工事実施する。また、必要な施設の改修については、県と協議していく。</p> <p>4 当学園の南寮のユニット化について、県との協議を進めていく。</p> <p>5 利用待機状況について、児童相談所等関係機関と連携して県下の潜在的ニーズを把握するよう努めるとともに、県と情報を共有し、ニーズを事業計画に反映するよう心掛けていく。</p>	<p>1、2 施設設備の更新を順次行うとともに、指定管理者との情報共有のもと、よりよい住環境を整備する。</p> <p>3 信濃学園が果たすべき役割に対応した施設整備を行う。</p> <p>4 より家庭的な環境での生活支援に向け、個室化・小ユニット化への改修等を検討していく。</p> <p>5 信濃学園の役割や地域のニーズに対応した管理業務仕様書を作成し、施設の運営に反映していく。</p>